

イギリス:ドナーへのカウンセリングと情報提供

ドナーは、Aの同意に際して、以下が保障されている。

- ①適切なカウンセリングを受ける機会、
- ②関連する適切な情報の提供、 (HFE法付則3パラグラフ3(1)(2))。

↓

- 研究は実験的なものであり、研究プロジェクトのために利用又は作成された配偶子・胚は治療において移植されないこと、
- 治療で余った新鮮配偶子・胚、又は、凍結配偶子・胚のみ研究で用いること、
- 研究が治療周期に影響を及ぼさないこと、
- 研究のための配偶子・胚の提供が治療を侵害しないこと、
- 研究に配偶子・胚を提供する義務がないこと、
- 当該研究プロジェクトのために配偶子・胚が用いられる前であれば何時でも同意を変更又は撤回する権利があること、
- 研究プロジェクトについて質問や議論をする機会を持つことが期待されていること、
- 研究終了後、全ての提供胚が廃棄されること、